

1 この計算書の用途等

この計算書は、地方税法(以下「法」といいます。)第72条の21第1項第1号から第3号まで(無償増資等及び無償減資等を行った法人等の資本金等の額の算定)、第2項(資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額に満たない場合の資本割の課税標準)、法第72条の22(特定内国法人等の資本金等の額の算定)、課税標準の特例(法附則第9条第1項又は第4項から第7項まで)又は地方税法施行令第20条の2の26(非課税事業を併せて行う法人等の資本金等の額の算定)の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。

また、法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人(無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人)にあつては、剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類(株主総会議事録)を、同項第2号の規定の適用を受ける法人(無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人)にあつては、資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)等)を、同項第3号の規定の適用を受ける法人(剰余金を損失の填補に充てた法人)にあつては、剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)、株主資本等変動計算書等)を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。
2 従業者数を記載すべき欄(③及び④、⑭及び⑮、⑳から㉑までの欄)	当該事業年度終了の日(法第72条の26第1項ただし書(仮決算による中間申告)又は法第72条の48第2項ただし書(前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告)の規定による申告にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日)現在における従業者の数により記載します。
3 「資本金等の額 ①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。)を併せて行う内国法人…第6号様式別表5の2の下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額 3」の㉒欄の金額 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは、第2項又は課税標準の特例(法附則第9条第1項)の規定の適用を受ける法人…㉓欄又は㉔欄の金額 ※ 収入金額課税事業を併せて行う内国法人又は同法人で、かつ、法第72条の21第1項第1号から第3号まで、課税標準の特例(法附則第9条第1項)の規定の適用を受ける法人が記載します(以下5まで同じです。)
4 「収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ②」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。
5 「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数 ③」及び「期末の総従業者数 ④」	(1) 法第72条の19の規定の適用を受ける法人(以下「特定内国法人」といいます。)にあつては、③欄には収入金額課税事業以外の事業に係る国内の事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載し、④欄には国内の事務所等及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。 (2) 次に掲げる場合に該当する場合には、③欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、④欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除し

欄	記載のしかた
	<p>て得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>この場合において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。</p> <p>ア 収入金額課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業を開始した場合</p> <p>イ 収入金額課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業を開始した場合</p> <p>ウ 収入金額課税事業以外の事業と収入金額課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業又は収入金額課税事業を廃止した場合</p>
6「月数按分後の資本金等の額 ⑤」	<p>次に掲げる法人が、第6号様式別表5の2の⑭欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う内国法人</p> <p>(2) (1)に掲げる法人で、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで）の規定の適用を受ける法人</p> <p>※ 特定内国法人若しくは非課税事業を併せて行う内国法人又はこれらの法人で、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下11まで同じです。）。</p>
7「外国の事業に係る控除額 ⑧」	<p>(1) 第6号様式別表5の2の2の⑤欄の金額から第6号様式別表5の2の2の⑩欄の金額を控除した額及び第6号様式別表5の2の2の⑩の各欄の金額がともに零を超える金額であって、かつ、⑬欄の割合が50%以上である法人又は法第72条の19後段の規定により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあつては、⑦欄の金額に第6号様式別表5の2の2の⑩欄の金額を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の2の⑤欄の金額で除して計算した金額を記載します。</p> <p>(2) (1)以外の法人にあつては、⑦欄の金額に第6号様式別表5の2の2の⑪欄の人数を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の2の⑫欄の人数で除して計算した金額を記載します。</p> <p>(3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、(1)及び(2)の計算について、「別表5の2の2⑩」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥欄の合計額、同表⑦欄の合計額、同表⑧欄の合計額及び同表⑨欄の合計額の合計額」と、「同表⑤」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2①欄の合計額、同表②欄の合計額、同表③欄の合計額及び同表④欄の合計額の合計額」と、「別表5の2の2⑪」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑪欄の従業者数を合計した数」と「同表⑫」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑫欄の従業者数を合計した数」と読み替えて計算した金額を記載してください。</p> <p>なお、「別表5の2の2⑩」を読み替えて計算する場合にあつてはそれぞれの事業に係る同表⑦欄の合計額又は同表⑧欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算し、「同表⑤」を読み替えて計算する場合にあつてはそれぞれの事業に係る同表②欄の合計額又は同表③欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算します。</p> <p>(4) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>
8「非課税事業に係る控除額 ⑩」	<p>この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>
9「課税標準の特例に係る控除額 ⑪」	<p>特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人であつて、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで）の規定の適用を受ける法人が、⑳欄の金額を記載します。</p>

欄	記載のしかた
10 「特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合 ⑬」	<p>(1) 法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業と同項第 3 号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、同欄中「別表 5 の 2 の 2 ⑤」及び「同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表 5 の 2 の 2 ①欄の合計額、同表②欄の合計額、同表③欄の合計額及び同表④欄の合計額の合計額」と、「同表⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表 5 の 2 の 2 ⑥欄の合計額、同表⑦欄の合計額、同表⑧欄の合計額及び同表⑨欄の合計額の合計額」と読み替えて計算した割合を記載してください。</p> <p>この割合に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>なお、「別表 5 の 2 の 2 ⑤」及び「同表⑤」を読み替えて計算する場合にあってはそれぞれの事業に係る同表②欄の合計額又は同表③欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算し、「同表⑩」を読み替えて計算する場合にあってはそれぞれの事業に係る同表⑦欄の合計額又は同表⑧欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算します。</p> <p>(2) 法第 72 条の 19 後段の規定により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する内国法人は記載する必要はありません。</p>
11 「国内における非課税事業に係る期末の従業者数 ⑭」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数 ⑮」	<p>(1) 収入金額課税事業を併せて行う法人にあっては、収入金額課税事業に係る従業者数を除いた人数を記載します。</p> <p>(2) 次に掲げる場合に該当する場合には、⑭欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、⑮欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業以外の事業（法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事業に限ります。以下「その他の事業」といいます。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>この場合において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に 1 人に満たない端数を生じたときは、これを 1 人とします。</p> <p>ア その他の事業を行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業を開始した場合</p> <p>イ 非課税事業を行う内国法人が事業年度の中途においてその他の事業の事業を開始した場合</p> <p>ウ その他の事業と非課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業を廃止した場合</p>
12 「資本金等の額 ⑯」	<p>法第 72 条の 21 第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定の適用を受ける法人が記載します（以下 14 まで同じです。）。</p> <p>第 6 号様式別表 5 の 2 の下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額 ⑳」の㉘欄の金額を記載します。</p>
13 「法第 72 条の 21 第 1 項第 1 号に係る加算 ㉑」	<p>法第 72 条の 21 第 1 項第 1 号の適用を受ける法人が記載します。</p>
14 「法第 72 条の 21 第 1 項第 2 号及び第 3 号に係る控除 ㉒」	<p>次に掲げる課税標準の特例を受ける法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 法第 72 条の 21 第 1 項第 2 号の規定の適用を受ける法人…平成 13 年 4 月 1 日から平成 18 年 4 月 30 日までの間に、資本又は出資の減少による資本の欠損の填補に充てた金額並びに資本準備金による資本の欠損の填補に充てた金額</p> <p>(2) 法第 72 条の 21 第 1 項第 3 号の規定の適用を受ける法人…平成 18 年 5 月 1 日以後に、会社法第 446 条に規定する剰余金（同法第 447 条又は第 448 条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので地方税法施行規則で定めるものに限る。）を同法第 452 条の規定により地方税法施行規則で定める損失の填補に充てた金額</p>

欄	記載のしかた
15「資本金の額 ㉓」及び「資本準備金の額 ㉔」	第6号様式別表5の2の下表「資本金の額又は出資金の額 1」の㉓欄の金額、期末現在の資本準備金の額（法人税の明細書（別表5（1））の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じた金額）をそれぞれ記載します。
16「資本金の額 ㉕」	課税標準の特例（法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人が、第6号様式別表5の2の下表「資本金の額又は出資金の額 1」の㉓欄の金額を記載します（17において同じです。）。
17「法附則第9条第1項に係る額 ㉖」	法附則第9条第1項の適用を受ける法人が、資本金の額に2を乗じて得た額を記載します。
18「月数按分後の資本金等の額 ㉗」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで）の規定の適用を受ける法人…第6号様式別表5の2の㉔欄の金額 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、特定内国法人又は非課税事業を併せて行う内国法人…㉔欄の金額から㉕欄の金額を控除した金額 ※ 課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下21まで同じです。）。
19「課税標準の特例に係る控除割合 ㉘」	課税標準の特例（法附則第9条第4項から第6項まで）の規定の適用を受ける法人が、これらの項に規定する当該法人の各事業年度の資本金等の額に乗ずる割合を記載します。
20「未収金の帳簿価額 ㉙」	課税標準の特例（法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の時における建設事業未収入金の帳簿価額を記載します。
21「総資産価額 ㉚」	課税標準の特例（法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人が、地方税法施行令附則第6条の2第1項の規定により計算した金額を記載します。
22「課税標準の特例に係る控除額 ㉛」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。
23「月数按分後の資本金等の額 ㉜」	第6号様式別表5の2の㉔欄の金額を記載します。 外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額により計算してください。 ※ 外国法人が記載します（以下26まで同じです。）。
24「外国の事業に係る控除額 ㉝」及び「非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉞」	これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数金額を切り捨てた金額を記載します。
25「期末の総従業者数 ㉟」	国内の事務所等及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。
26「国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数 ㊱」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数 ㊲」	次に掲げる場合に該当する場合には、㊱欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業（以下「非課税事業等」といいます。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㊲欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうちその他の事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。 この場合において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。 (1) その他の事業を行う外国法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合 (2) 非課税事業等を行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業を開始した場合 (3) その他の事業と非課税事業等とを併せて行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業等を廃止した場合